

被害児童等の心理的負担等に配慮した事情聴取の推進状況

通達発出 児童を被害者等とする事案への対応における
検察及び児童相談所との更なる連携強化について(平成27年10月28日通達)

事情聴取における児童の負担軽減及び供述の信用性担保のための関係機関との連携強化

- ・ 重篤な虐待事例等、児童からの聴取方法等について協議を要すると判断した事案について、検察及び児童相談所との連絡窓口を設定
- ・ 事案の内容に応じ、児童からの聴取方法について検察及び児童相談所と検討・協議
- ・ 平素から他機関との認識の共有を図るとともに、聴取者の技能向上を図るための教養を実施

(同様趣旨の通知を同日法務省・厚労省発出)

通達発出後1年間で、全国で139名の児童について、協議を行った上での代表者による聴取を実施し、当該事件を送致

【本年6月7日 衆議院法務委員会で答弁】

被害児童からの客観的聴取技法に関する調査研究・教養

○ 調査研究

- ・ 平成28年度「児童虐待への対応力に関する調査研究会」
- ・ 平成28年度「関東管区警察学校児童虐待研究科」

調査研究会及び研究科での研究成果を基に、執務資料「被害児童からの客観的聴取に関する留意点Ⅱ」を作成

※ 平成22年度に「被害児童からの客観的聴取技法に関する調査研究会」を開催し、研究成果を基に執務資料「被害児童からの客観的聴取に関する留意点」を作成、平成25年度には「被害児童からの客観的聴取技法(DVD)」を作成している。

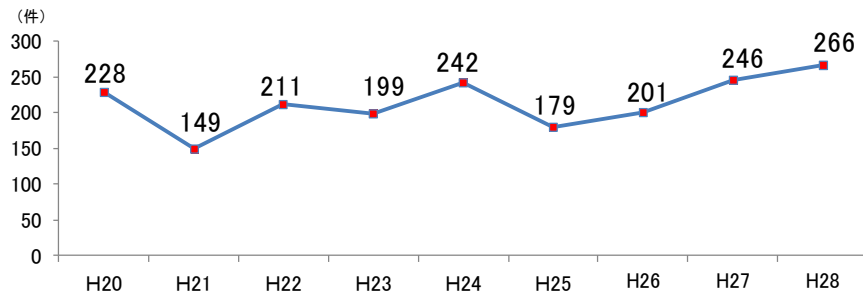
○ 教養

- ・ 平成29年3月27日、警察大学校において、子供(芸能事務所所属の子役)を被聴取者として、リアリティーを持たせた、客観的聴取技法研修会を実施(参加者66名)
- ・ 平成29年8月2日から10日までの間、近畿管区警察学校で行われる「保護対策専科」においても、子役を被聴取者とした研修会を開催予定(参加予定者30名)

警察と児童相談所との連携状況

- 児童相談所からの援助要請に着実に対応するとともに、人事交流や合同研修も推進
- 情報提供は平成28年4月1日付け通達に基づき件数が急激に増加

援助要請受理状況



警察と児童相談所との人事交流状況

各年4月1日現在(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総 数	30	44	73	125	151	162	178	197	205
警察職員	3	6	9	12	17	20	24	29	30
警察OB	27	38	64	113	134	142	154	168	175

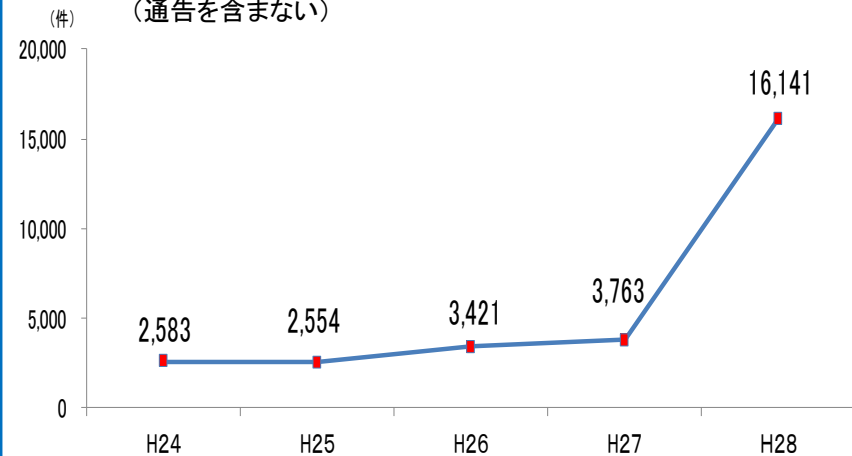
警察と児童相談所が実施した合同研修状況

(件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
合 計	213	218	201	320	315	246
臨検・捜索訓練等	16	43	44	52	66	56

児童相談所等への情報提供件数

(通告を含まない)



児童相談所等との情報共有に関する協定等の締結状況

平成28年4月1日付通達発出後における情報共有に関する協定等の締結

18都道府県

【協定書: 14都道府県、覚書等: 4県】

※ 平成29年6月15日現在